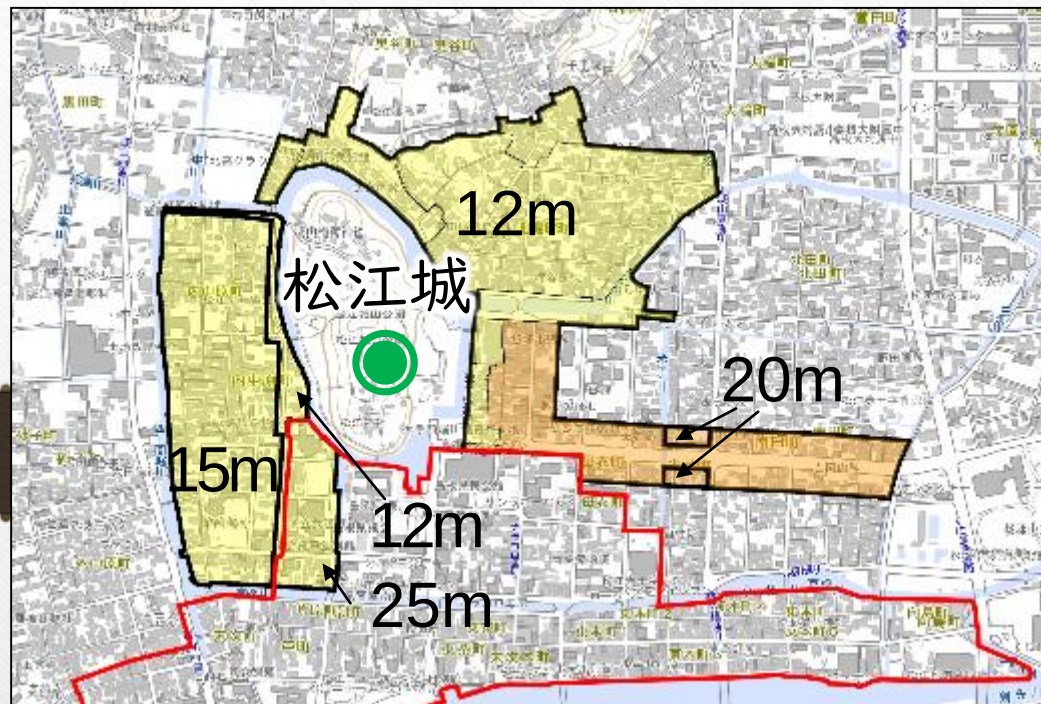


「松江らしい景観」を 保全・創出するための 景観規制の見直し



建築審査課

松江城周辺の高さ制限の現状



凡例

- 景観地区
- 景観計画重点区域
(景観法)
- 地区計画
(都市計画法)
- 商業地域
(都市計画法)

- 松江城周辺において、歴史的な景観の保全を目的に建物の高さを制限
- 一方で、殿町周辺は高層建築物の立地が可能な「商業・業務地」に区分（松江市都市マスタープラン）

松江城周辺の景観を保全するための 景観規制の見直し

【目的】

「松江らしい景観」を残し、次世代に受け継ぐため、
景観規制の見直しを図るもの

【手法】

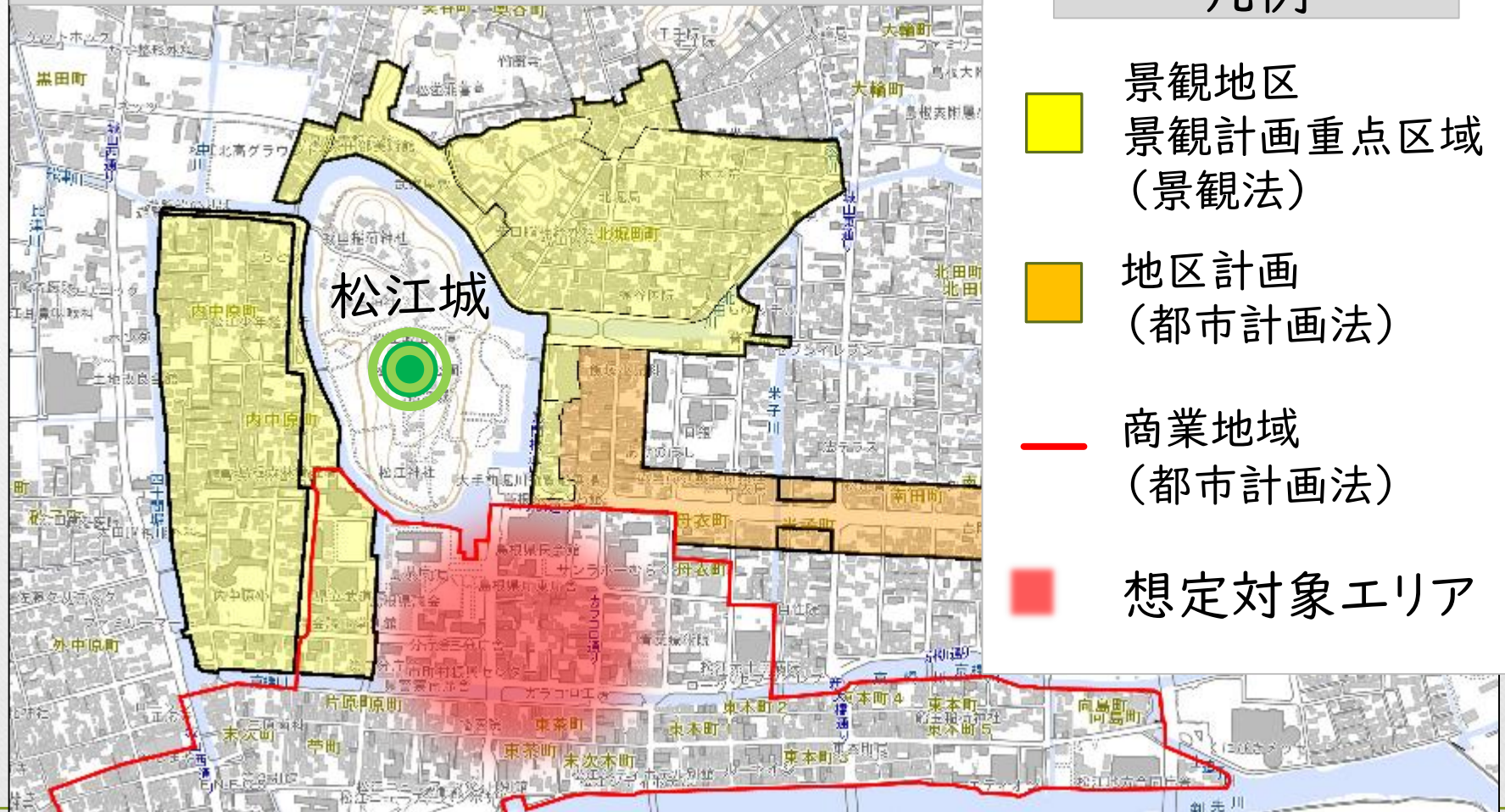
- ① 松江城周辺の建物の高さ制限の見直し
(景観法・松江市景観条例・都市計画法に基づく)
- ② 眺望基準(松江市景観計画)の見直し

<松江城周辺の建物の高さ制限の見直し>

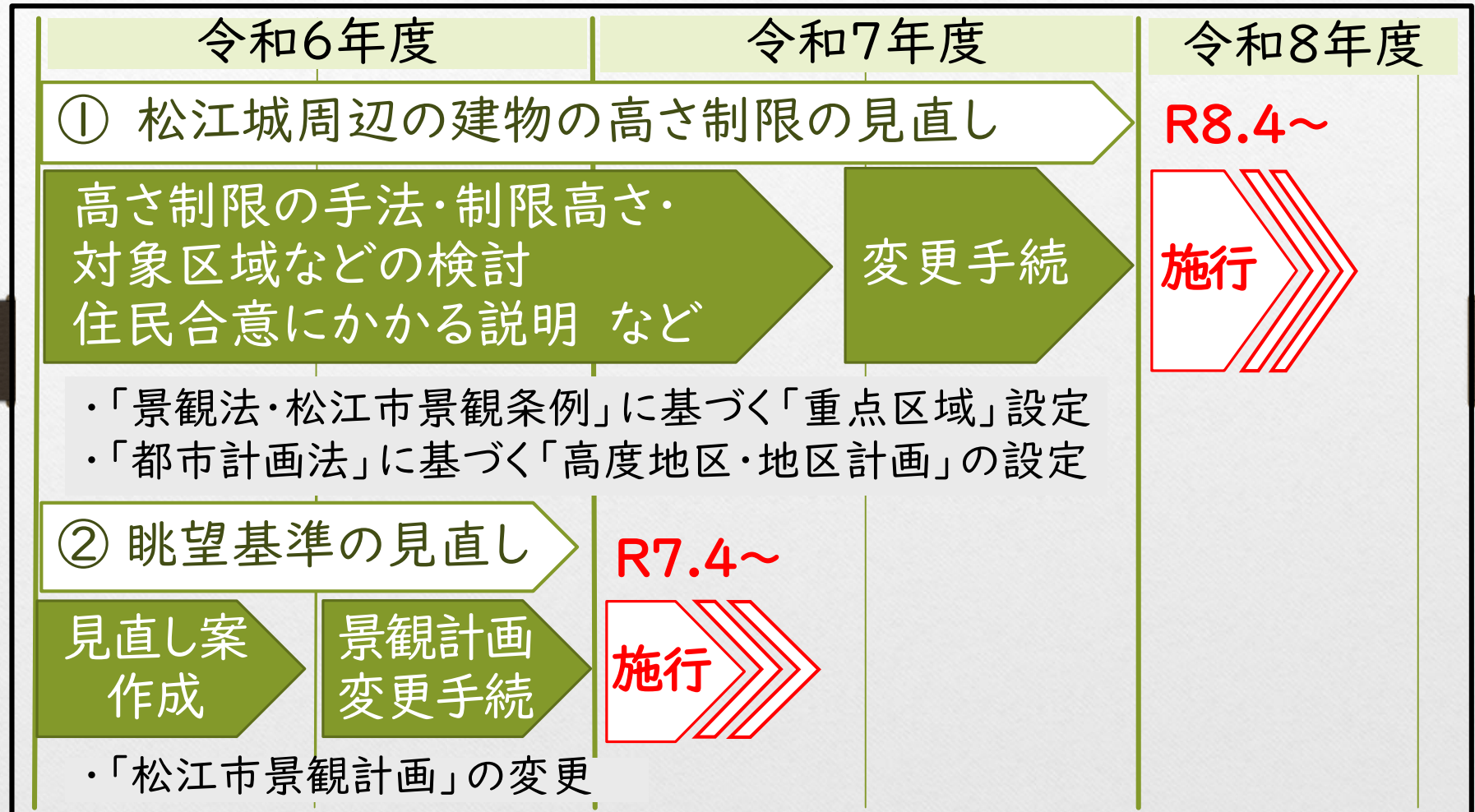
新たな高さ制限の想定対象エリア

凡例

- 景観地区
景観計画重点区域
(景観法)
- 地区計画
(都市計画法)
- 商業地域
(都市計画法)
- 想定対象エリア



景観規制改正スケジュール



「松江らしい景観」の保全・創出 を図ってまいります



<お問い合わせ先>

建築審査課

0852-55-5387